

I いじめ問題に関する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」と強く認識する。
- ・「いじめは本校でも、どのクラスでも、誰にでも起こり得る」と認識する。
- ・「何よりも被害者の立場を優先する」ことを前提とする。
- ・いじめ問題への取組は「学校全体で組織的に取り組む」
- ・いじめ問題への取組は「未然防止・早期発見・早期対応」を心がける。

II いじめとは

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責任を有する。

III 構内防止対策組織

本校におけるいじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。組織の構成は次のとおりとする。

①全構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部職員
必要に応じて、養護教諭、教育相談係、警察、学校医等とする。

②日常的業務についての協議

教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部職員、養護教諭、スクールカウンセラー

③いじめの疑いに係る事案発生時の緊急対策会議

校長、教頭、生徒指導主事、関係学年主任、関係担任、関係学年職員、生徒指導部職員
必要に応じて、養護教諭、部活動顧問等

IV 未然防止

- ・「いじめがおこらない学校・学級づくり」に取り組む。
- ・「いじめとは、どの学校、学級、誰にでも起こり得る」ことを全ての職員が認識する。
- ・「好ましい人間関係」を築き「豊かな心」を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
- ・教職員の言動が、生徒達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は生徒達の良きモデルとなり、慕われて信頼されるように努める。
- ・教職員は「わかる授業」の展開が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを認識する。

- ・教職員は過度の競争意識，勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等によりいじめを誘発する恐れがあることを認識する。
- ・教職員は生徒会活動の中で，いじめ防止ポスターを掲示する等，生徒が自発的ないじめ防止活動を行うことを支援する。
- ・生徒・保護者の意識や背景，地域・学校の特性等を把握したうえで，年間を見通した予防的取組を計画・実施する。
- ・入学許可候補者説明会，入学式，各種集会で，生徒と保護者に対して，いじめは絶対に許されないこと，いじめの状況に応じて加害生徒に対して厳しい指導措置をとることを説明する。また，犯罪行為として扱われるべきものであると認める時には所轄警察署と連携し処置することを伝える。
- ・入学時のオリエンテーションの中で，生徒指導主事が情報モラル教育，ネットいじめに対して注意を促す。
- ・HR活動の中で，担任が青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）の月例報告等の資料を活用し，生徒に注意を促す。
- ・道徳教育を通じて「他人を思いやる心」を育成する。
- ・人権教育を通じて，いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり，決して許されない」ことを生徒に理解させる。
- ・就業体験やボランティア体験を通じて「社会との関わり方，共に生きる大切さ」を学ばせる。
- ・学校生活においていかなる場合でも暴力や暴言は認めない。
- ・いじめが起きやすい昼休みに，職員が前半，後半の二回に分け校内を見回り，クラス内や問題行動が起きそうな場所を巡回する。

V 早期発見

- ・「いじめは，早期に発見することが早期解決につながる」ことを認識する。
- ・日頃から「生徒との信頼関係の構築に努める」ことを大切にする。
- ・いじめは「教職員や大人が気がつきにくいところで行われ，潜在化しやすい」ことを認識する。
- ・教職員が「生徒の小さな変化を敏感に察知し，いじめを見逃さない認知能力」を向上させる。
- ・些細な問題でも，生徒に関わる全ての情報を職員間で共有する。
- ・保護者・地域の方と連携して情報収集に努める。
- ・各学期末に定期的なアンケートを実施する。実施にあたっては以下の点に注意する。
 - ◇複数の職員で行う。
 - ◇緊張感を持たせ，真剣な態度で臨ませる。
 - ◇いじめが決して許されない事，「話す勇気」の大切さを説明する。
- ※アンケートの質問項目は学校生活における嫌がらせ，暴力，金品強要，インターネットでの書き込み等とし，職員，生徒から意見を聞き年度末毎に見直す。
- ・特にいじめが起きやすい1年生の1学期（5月中旬頃）において，「1年生一斉面談」を行う。
 - ※1年生一斉面談とは教職員で1年生全員を個別に面談し，悩み事はないか等の話を聞く。
- ・定期的に教育相談便りを配布し，教育相談窓口の広報に努める。
- ・生徒指導室にいじめ相談プリント，校内の掲示板にいじめ防止に関するポスターを掲示し，学校内にいじめ相談窓口（生徒指導室）や学校外にいじめ相談窓口があることを知らせる。
- ・6月中旬と11月中旬に行われる面談週間では，保護者に対し本校のいじめ防止に関する取組を説明し，子どもの様子（家庭，学校）について情報交換，情報共有する。また，家庭での子どもの様子が普段と異なる場合は速やかに学校に相談するように伝える。

VI 早期対応

① 初期対応

- ・いじめの兆候を発見したときは「問題を軽視することなく、早期に対応する」
- ・いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先する。
- ・いじめの兆候を発見したときは学年・生徒指導部学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめの正確な実態を把握するため、当該生徒のみならず、周囲の生徒・保護者等の第三者からも詳しい情報を得る。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、職員間の連携を図り複数の教職員で細かな点（場所・環境・食事・時間・話し方等）に配慮し対応する。
- ・生徒から得た情報は正確に記録（手書き，ワープロ等でまとめたもの）に残す。

- ◆誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ，どこで起こったか？・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・・【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・【背景と要因】
- ◆いつ頃から，どれくらい続いているか？・・・・・・・・【期間】

② 事実確認後の対応

○被害生徒に対して

- ・「最後まで守り抜く」ことを保証する。
- ・被害生徒の心情を理解し，生徒から話を聞く時は，場所，時間等に十分配慮し，他の生徒の目に触れないような環境を整える。
- ・学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。
- ・正確な事実関係を知り，いじめに対して毅然とした対応をとるため，他の生徒との連絡や情報交換は控えるよう説明する。
- ・つらい気持ちを受け入れ，共感することで心の安定を図る。
- ・本人の希望があればスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。

○被害生徒の保護者に対して

- ・発見したその日に正確な事実関係を伝える。
- ・「最後まで守り抜く」ことを保証する。
- ・学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。
- ・正確な事実関係を知り，いじめに対して毅然とした対応をとるため，他の生徒との連絡や情報交換は控えるよう説明する。
- ・犯罪行為として扱われるべきものであると認める時には所轄警察署と連携し処置することを伝える。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・家庭でも子どもの様子に注意してもらい，些細なことでも相談するよう伝える。
- ・本人の希望があればスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。

○加害生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き，その背景にも留意する。
- ・「いじめは決して許されない行為である」ことやいじめられる側の気持ちを認識させる。

- ・ 事の重大性を認識させ、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ 学校の指導方針を伝え、被害生徒の状況を考え、今後の対応について誠実に説明する。
- ・ いじめの状況（暴力・金品強要・期間等）に応じて厳しい指導措置となることを説明する。
- ・ 本人の希望があればスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。

○加害生徒の保護者に対して

- ・ 発見したその日に正確な事実関係を伝える。
- ・ 被害生徒とその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、その理解を求める。また、学校からの指示があるまでは被害生徒との連絡は決してとらないよう指導する。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について誠実に説明する。
- ・ いじめの状況（暴力・金品強要・期間等）に応じて厳しい指導措置となることを説明する。
- ・ 犯罪行為として扱われるべきものであると認める時には所轄警察署と連携し処置することを伝える。
- ・ 本人の希望があればスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。

○まわりの生徒に対して

- ・ 当事者だけの問題と捉えず、学級・学年・学校全体の問題として考えさせる。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりする行為も、いじめを肯定することになることを理解させる。
- ・ 本人の希望があればスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。

○重大事態への対応

【重大事態】

- ・ いじめによる生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：生徒が自殺を企画した場合
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ・ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき：重大事態が発生したものと報告・調査にあたる

- ・ いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携し対処する。
- ・ 生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがある時には直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

VII その他

- ・ 特別措置については、生徒指導部員を中心とした全職員から意見を聞き適宜見直す。
- ・ 学校評価においていじめ問題への取組について、保護者、生徒、職員で評価する。
- ・ 年度末毎にいじめに関する調査や分析を行い、次年度の基準方針にその対応策を盛り込む。
- ・ いじめ防止基本方針は、生徒指導部員を中心とした全職員から意見を聞き年度末毎に見直す。
- ・ いじめ防止基本方針は本校ホームページで公表する。

市川工業高校ホームページ <http://cms1.chiba-c.ed.jp/ichiko/>